

監査告示第1号

定期監査等の結果について

地方自治法第299条の規定を準用し、同法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに大東四條畷消防組合監査委員条例第2条第2項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和5年2月22日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本 良一

大東四條畷消防組合監査委員 森本 勉

令和4年度定期事務監査の結果

1. 監査の対象

(定期監査)

総務課、警防課、予防課、大東消防署

2. 監査の期間

令和4年11月24日～令和5年1月25日

3. 監査の方法

大東四條畷消防組合監査委員監査基準の規定に基づき、物品購入について、会計事務に関する書類の提出を求めた。

これらをもとに各課等の長から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って、合法・妥当な内容で執行されているか、また、効果的、効率的な執行に努められているか等について監査を行った。

4. 指摘及び留意事項

一部に留意、改善すべき事項が見られたので指摘しておく。

(1) 会計書類について

会計書類について、物品所管課ではなく総務課が作成し決裁を受けている状況が確認された。

財務規則第55条において、各課等の長は、予算執行を伴う事業を行おうとするときは、予算執行伺により、決裁を受けなければならないと規定され、また財務規則第56条において、支出負担行為についても同様に、各課等の長が決裁を受けることとしている。

については、財務規則による規定と各課等による事務執行を整合させるよう改善を求める。

(2) 検収、物品取扱員について

財務規則第93条において、各課等の長は、その所管に属する物品について、適正かつ効率的に管理しなければならないと規定している。

しかし、同第94条においては、総務課長が物品の納入後直ちに検収するとしており、また、同5条において、物品取扱員を総務課に置くとしている。

現状、検収報告書は各課等の長が行っているが、検収及び物品受領はすべて総務課で確認している。

これについても物品の検収及び受領、また受領後の物品の管理について、財務規則による規定と効率的な取扱いを整合させるよう調整する必要があると考える。

5. 監査委員意見

今年度は、「物品購入に係る会計事務」について監査をおこなった。

その結果、会計書類について他部署で決裁を受けている状況があり、このことは、財務規則第55条および第56条に明記されていることとの不整合であり、早急に改善を図られたい。

また、物品の適正管理についての見直しについても、適切に実行されることを求める。

消防は、市民の生命、身体及び財産を守る業務であるため、災害現場で使用する資機材も多くあり、その責任と意義をしっかりと認識し、取扱いには十分注意をされ、善処されたい。